



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

令和4年度日本弁理士クラブ幹事長 木戸良彦

1. はじめに

本年度、創立75年である日本弁理士クラブ(日弁)の幹事長に就任してから、本原稿を執筆している現在まで約10ヶ月が経過しております。

次年度日本弁理士会の役員選挙が投票選挙とはならず、鈴木一永会員が次期の日本弁理士会の会長として当選が確定したところで、この原稿を執筆しております。

選挙が無事に終了しましたので、日弁の活動は、総会、役員選挙当選祝賀会と、テニス・マラソン・ボウリングといった恒例イベントが残っているのみで、いよいよ総仕上げの時期となっております。

上述しましたように、令和5-6年度の日本弁理士会会長は鈴木一永会員となりましたので、平成27年度から伊丹勝会員、渡邊敬介会員、清水善廣会員、杉村純子会員に続いて、次年度も日弁から会長を輩出することとなりました。

推薦母体である日弁としては、日本弁理士会の円滑な活動に寄与するべく、日本弁理士会の執行部を積極的にバックアップすることが本年度の基本方針の重要な柱の一つとなります。

また、ご承知のように、日弁は、PA会、無名会、稲門弁理士クラブ、南甲弁理士クラブ、春秋会の5つの会派により構成されており、各派それぞれの個性を活かしながら、各種イベント等の活動を実施しております。

2. 本年度の活動

本年度の主な活動について、以下の通りご報告します。

(1) 人事協力

日本弁理士会の会務運営への協力も日弁の重要な

ミッションです。

毎年、日本弁理士会の附属機関、委員会や地域会(主に関東会)の各組織に、日弁から多数の優れた人材を推薦し続けております。

本年度においても、日本弁理士会の会務運営を円滑に実施するため、日本弁理士クラブ所属の各会派の多大な協力のおかげで、次年度人事検討委員会を通じて、適切な人事推薦をさせていただくことができました。

(2) 政策提言

本年度は、政策委員会も多数開催しております。会長候補予定者の政策検討について、従前は、会長候補予定者の所属会派が政策を用意することが多かったのですが、本年度はベースとなるものについては、鈴木一永会員が所属する無名会が準備しましたが、政策委員会で活発に議論を重ねて、取りまとめいたしました。

日弁会員の皆様には、鈴木一永会員の選挙パンフがお手元に届いていると思いますが、そちらに政策の概要が記載されています。

(3) 旅行会開催

昨年度は、コロナ禍の影響を受け、多くのイベントはリアル開催ではなく、ウェブによる開催となりました。

しかしながら、本年4月以降は感染状況も落ち着き、旅行会を開催してもよい情勢となりました。一方で、感染対策を講じる必要もあり、幹事会で鋭意検討した結果、従来までの旅行会からスタイルを一新して横浜を開催地としました。

多様な参加スタイルをご用意し、宿泊するかどうかも自由、宿泊する場合もシングルユースのホテル

に滞在とし、宴会は横浜中華街「状元樓」で着席形式にて、伝統の上海料理をお楽しみいただきました。

宴席の参加者数は102名ということで、100名の定員を超える満員御礼となりました。

幹事会メンバーで下見した際の交渉の結果、通常の「状元樓」の宴会コースでは提供されない日弁旅行会のためのスペシャルコースを用意いたしました。参加者皆様、フカヒレには大満足いただけたようでした。

2次会や翌日のゴルフ大会も盛況のまま終わることができました。日弁内外から大変よい評価をいただくことができ、3年ぶりの旅行会を無事に開催できたことに安堵しております。

(4) ホームページのリニューアル

広報委員会と政策委員会の協力のもの、日弁のホームページを本年9月にリニューアルいたしました。

日弁のホームページが前回リニューアルされてから、かなりの時間が経過していたことと、日弁外の方だけでなく日弁内の会員の皆様にも日弁の活動内容や弁理士会への貢献度を知ってもらいたいことから、魅力的なウェブサイトを作ろうということになりました。

従来からのコンテンツ（「幹事長挨拶」、「組織」、「会報」）に加え、新着情報が容易に分かるお知らせ欄を設けると共に、新たなコンテンツとして「日本弁理士会への貢献」を設けました。この「日本弁理士会への貢献」は、政策委員会を中心に作成したコンテンツで、日本弁理士会への日弁の貢献を、政策面、人材面から具体的に見える化したものとなっております。

(5) 選挙準備と三派の協力体制

次年度日本弁理士会の役員選挙は、冒頭に述べましたように、投票選挙とはなりませんでしたが、投票選挙となっても無事に当選できるように、協議委員会を中心に準備を進めてまいりました。

さらに、昨年度の中村仁前幹事長のおかげで、三派の協力体制の下地は十分にできておりましたが、本年度も西日本弁理士クラブの北原幹事長、弁理士

連合クラブの中川幹事長と積極的にコミュニケーションを図り、鈴木一永会員の会長候補推薦にあたり、共同推薦をいただくことができました。

本年度は、上記(3)の日弁旅行会だけでなく、7月には西日本弁理士クラブの旅行会が京都で、9月には弁理士連合クラブの旅行会が金沢で開催されました。そのおかげで、三派の会員間の親睦も大変深まったものと感じております。

(6) 恒例イベント化に向けて

昨年度、3月には弁理士会の次期執行部の紹介イベントを、9月の選挙前には候補者の紹介イベントをオンラインで配信いたしました。

本年度も、昨年度の内容からブラッシュアップしながら、これらのイベントを実施しました。日弁推薦の執行部のメンバーの経歴・人柄等を硬軟織り交ぜながら知ることが出来ますので、日弁にとって重要なイベントとして位置づけられるべきものと考えます。ぜひとも次年度以降も引き続き開催し、恒例イベントとなってもらうことを願っております。

3. おわりに

本年度の日本弁理士クラブは、創立75年という伝統を大事にしつつ、コロナ禍から脱却しようとする中で、前年踏襲にこだわらず、革新的な活動を心がけてきました。

リニューアルされた日弁HPのトップページには5つの根に支えられた大樹がイメージとして掲載されております。この5つの根が日弁を構成する各5会派を表し、伝統ある日弁という大樹を支えていることを表しています。このコンセプトは、5本の根により、大樹は大地に根差し、そしてこれからも大きく成長していくことから、5会派が今後も協力してこれからも日弁を支えて大きく繁栄すると共に、日本弁理士会ひいては日本の知的財産業界の発展に大きく寄与するというものです。

このコンセプトどおりに大樹が成長するように、会員の皆様におかれましても、日本弁理士クラブに対するより一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



ご挨拶 (中間報告)

日本弁理士会会長 杉村 純子

はじめに

会長1年目となる令和3年度は、コロナ渦での会務運営となりましたが「時代の変化をチャンスに!」をスローガンに活動をしてまいりました。令和4年度は、前年度経験を踏まえ、「知的財産が支える社会をデザインする!」をスローガンとして掲げ、社会課題を解決する新技術や新サービスを創出する環境を、知的財産が支える社会としてデザインできるように、更に日本弁理士会の活動の中に国際的課題であるSDGsを位置付けて各事業を推進しております。コロナ渦であっても、関係省庁・関係団体と意見交換しながら会務を運営しております。この間、日本弁理士クラブの皆様方には、陰に陽にご支援をいただき感謝しております。

弁理士会のニューノーマル形式への試み

弁理士が活躍する未来社会の実現に向けた取り組みを強化している中で、特にリモートワークが進んだことで、会員の皆様からのご要望が多かったパテント誌のウェブ化を本格的に実現する等して、職場へ送付される郵送物を低減しました。一部は郵送物として発送する書類もありますが、リモートワークを考慮して自宅に発送先を変更する手続きも開始しました。また総会ではウェブ投票システムを導入し、DX化を図っております。更に、弁理士会への届出手続には押印が必要な書類も多くありますが、現在、押印を不要として会員の皆様への利便性を向上させる運用について検討をしております。

この他の事項についても会員の皆様の利便性を図るため、日本弁理士会としてのDX化を積極的に促進しています。以下、最近の主な事業活動にフォーカスしてご報告します。

社会ニーズにマッチした魅力ある知財制度の実現に向けて

DX、AIやIoT等の新たな技術分野の進展、サプライチェーンの変革、グローバル競争の激化等、知的財産を利用する社会環境は大きく変化しており、コーポレートガバナンスコードに知財を経営資源とすることが明記され、知的財産の重要性が一層増加しています。このように社会環境等が急速に変化する中で、知財制度の利活用形態も変化しています。今後の社会ニーズにマッチした魅力ある知財制度を実現し、弁理士が活躍できるベースを構築するため、日本弁理士会が積極的にリーダーシップを発揮し、関係省庁や関連団体とも頻繁に意見交換会を実施して、多方面に政策提言をしております。

一例として、本年6月には「知財活用促進に向けた知財制度の在り方」の報告書がまとめられ、商標ではコンセント制度の導入、他人の氏名を含む商標の登録要件の緩和、意匠では新規性喪失の例外適用規定の緩和等の検討が前向きに進むこととなっており、今後、産業構造審議会の各小委員会で議論されることとなっております。更には、経済安全保障推進法関連の非公開特許制度については、来年以降に基本指針、その後に政令等が検討開始され、施行は再来年の4月頃ではないかとのことです。関係各省庁や関係各団体との意見交換においても、日本弁理士会が主体的となって、主張すべきことは主張し、協力すべきことは協力し、さらに、連携すべきことは連携しながら、精力的な取り組みを行っています。

スタートアップ知財支援の強化

本年度、改めて「スタートアップ知財支援元年」を宣言し、スタートアップの知財支援を強化しております。スタートアップにとって、知的財産はその事業活動を支え、安定な経営をもたらす重要なツールです。近年での経済社会システムの在り方が大きく変化しており、その中で経済が持続的な成長を実現していくためには、技術を機動的かつスピーディーに社会実装できる仕組みが必要であり、スタートアップはその主役でありイノベーションの原動力です。スタートアップは、創業間もない企業だけではなく、既存の中小企業が新規事業を立上げ急速に成長させていくことも含まれるものです。このようなイノベーション機能を担うスタートアップにとって、特許等の知財戦略は、ビジネスの成否を分ける決定的なポイントになります。知的財産の社会的実装の実現と、知的財産をベンチャーキャピタルや銀行からの融資・投資の対象としての評価が推進されるように、各地域会や各経済産業局とも連携を強化して、全国のスタートアップの知財支援を強化しているところです。また会員向けには、スタートアップパネルを「弁理士の日」に実施し、今後スタートアップセミナーを3回シリーズで東京・仙台・福岡で実施する予定です。リアル参加のみならずウェブ配信し、誰でもどこでも受講できるようになっています。今後は1月に企画している新春セミナーでもスタートアップパネルディスカッションを実施する予定です。また日本ベンチャーキャピタル協会や日本ベンチャー学会とも連携を構築しています。昨年度創設した「中小企業知財経営推進本部」はスタートアップも対象とし、本会と各地域会とが一体となって地域に根差した地域知財の活性化による地域支援を強化・実施していくとともに、INPIT、特許庁、日本商工会議所とも連携を深めて弁理士の活躍の場を増やしていただく話し合いを開始しています。

またブランディングの重要性の啓発活動のために、ブランド・マネージャー認定協会とも連携をし、本年度、日本弁理士会会長賞を創設していただきました。今後、地方でブランディングセミナーを

開催して、ブランディングの重要性と併せて商標取得の意義について広めていく予定です。

日本弁理士会の組織・機能強化等

日本弁理士会の組織・機能強化について、いくつかご紹介させていただきます。

日本弁理士会の附属機関・委員会への企業弁理士の参加の便宜を図るため、7月にも附属機関・委員会への公募を実施し、若手の会員に応募をいただきました。今後、新鮮な意見が展開されることを期待しています。

また、弁理士会のSDGsについても検討をさせていただいています。そして、国連サミットで採択されたSDGsを目標としている「2025年大阪・関西万博」の宣伝活動を知的財産と結び付けて実施すべく、大阪・関西万博の商標に関する教育支援のコンテンツを作成しております。また、共創パートナーとして、1月開催予定の新春セミナーは「2025大阪・関西万博に向けて」をテーマにして実施する予定です。

またハラスメントについては、ガイドラインをコンプライアンス委員会で作成していただいています。

会員サービスの強化

関連機関から発表された情報をタイムリーに会員にお知らせすることとしてます。弁理士会からのお知らせメールが多数あると思いますが、有益となる情報も多くありますのでご確認いただきたくお願い申し上げます。

また、弁理士制度の将来を担う人材としての若手会員には、WIPO職員への就職情報等の国際的にチャレンジできる場の情報を提供し、応募された弁理士が採用されました。今後も継続して様々なチャレンジができる場の情報を収集して提供していきたいと考えてます。

執行部の動向を発信するため、日本弁理士会役員会ツイッターやフェースブックを活用しています。ぜひフォローをお願いします。

国際関係

本年度は、中華商標協会と当会との20周年記念年にあたり、中華商標協会と当会とで協定を締結し、両国の商標制度の発展に寄与していくことを確認いたしました。また大韓弁理士会と当会との40周年を記念して、東京で記念セミナーを開催する予定としております。ウェブ会合も活用しながら、多くの国の弁理士会とも積極的に意見交換を実施しています。また来年2月～3月には、タイのバンコクでアジアセミナーを開催して、日本の知財制度のアピールと日本ファンを増やしたいと考えてます。

最後に

今後も、副会長・執行理事とともに、会員のために、また弁理士制度・知財業界の発展のために尽力してまいります。これからも日本弁理士会執行部へのご協力・ご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 千 且 和 也

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和4年度日本弁理士会の副会長として会務を務めております千且和也です。杉村執行役員会は、2年目に突入しました。昨年度は、執行役員会として、杉村執行役員会をサポートしてきましたが、今年度は、副会長として、より積極的に会務活動を行っております。

2. 会務活動

私の主な担当は、弁理士推薦委員会、綱紀委員会など処分系委員会、特許委員会、研修所、東海会です。会務活動の詳細は、パテント8月号に掲載しましたので、日弁誌において、感想などを中心にお知らせしたいと思います。

(1) 弁理士推薦委員会

こちらは、各外部機関などへの推薦を行う委員会です。コロナ禍ですので、基本、WEBやメールベースになりますが、重要な推薦事項に関しましては、リアルに集まって面談などを行います。

本年度、これまでに、一番重要な案件は、知財高裁の調査官の推薦です。調査官の推薦は、書類選考の一次選考の後、面談による二次選考が行われました。応募者自身の知識や経験だけでなく、裁判所で調査官としてやっていくための人柄なども検討する必要がありました。面談は、様々な経験を有する弁理士や他の関係者からの多角的な質問により、応募者の知識、経験、人柄などが明らかになり、適切な選考を行うことができました。

(2) 綱紀委員会など

日本弁理士会での会員への処分は、綱紀委員会による調査から始まり、その後、審査委員会や不服審査委員会に引き継がれます。綱紀委員会は、3年前に委員長を務め、その後、執行理事としてこれら委員会を担当しております。従いまして、ここ数年の私の会務活動は、いわゆる処分系委員会が中心です。処分系委員会は、頑張っても、他人にその成果を話すことができないのが辛いところです。成果物（報告書）は、あるものの、それは、口外できるものではありません。

綱紀委員会は、コロナ渦も引続き対面で行っています。コロナウィスの感染が拡大した際に、ZOOMでの開催も検討しましたが、各委員が事務所からの出席となると、情報が漏れるおそれがあるため、本会、東海会及び関西会を繋ぐことによって行うこととしました。

綱紀委員会での議論は、かなり白熱しております。初めて、綱紀委員会に携わったときは、その熱狂に圧倒されました。正義感が強いベテラン弁理士による議論は、凄まじく、皆真剣に取り組んでいます。

また、これら委員会に挙がってこないトラブル案件も沢山あります。それらについては、初動が重要で、問題が拡大する前に、終らせるのがとても重要です。

(3) 特許委員会

特許に関する実務系委員会です。特許に関する調査研究や特許制度に関するパブリックコメントの検討、特許実務に関する特許庁との意見交換、法制度や審査基準などに関する意見の提言などを行っております。こちらの委員会は、平成18年に委員長を務

めた思い入れのある委員会です。当時は、シフト補正の法改正の審議が行われているときで、何度の特許庁の審査基準室に足を運びました。

しかしながら、当時とは、特許委員会を取り巻く状況がかなり変わってました。私が委員長を務めた当時は、特許委員会とソフトウェア委員会は、別々でしたが、一方で、知財制度全般を検討する委員会がなく、知財制度全般の検討は、特許委員会で行っていた記憶があります。商標や意匠と異なり、特許専門の弁理士が大多数を占める一方で、知財制度を検討する委員会が多数存在するなかで、特許委員会のステイタスを改めて考えることになりました。

こちらの委員会は、若く、熱意のある委員が多く、活気があり、いつもやる気もらっています。

(4) 研修所

研修所は、弁理士に成り立ての頃に、所員を務めましたが、それ以降、所員を務めることがありませんでしたので、約30年ぶりに帰ってきました。研修所は、コロナ禍で、運営が最も変わった組織の一つかと思えます。これまでの研修は、実際に対面で行っていましたが、コロナの影響で、対面での研修が難しくなり、コロナ禍においては、WEB研修が中心になりました。

WEB研修は、賛否両論です。会場まで赴かなくても研修を受けることができるので、地方会員の方も自由に研修を受けることができ、また時間の節約になるというメリットがあります。一方で、インターネットトラブルや、対面でないと成果が上がりにくい研修など、問題もあります。特に、5年に1度必ず受講しなければならない倫理の集合研修は、トラブル対応が大変です。

また、地域会における研修との関係も難しいです。これまで東京の研修会場まで足を運ぶのが難しい地域会のために、地域会でも対面の研修を行う必要性がありましたが、WEB研修によってそれが不要になりました。一方で、地域会で研修を他の地域でも受講できるようにするなど、地域と本会の研修の垣根が不明確になってきました。

いずれにしても、コロナ禍に培ったノウハウを無駄にしないために、コロナ後においても、WEBや対面、両者のハイブリッドなどを利用しながら、会員に対する研修受講の様々な選択肢を提供できればと思っています。

(5) 東海会

私は、東海とは縁もゆかりもありませんが、南甲会員の先生が東海部会長を務めることから、東海会を担当させて頂きました。東海会は、地域会としては、最も適当な大きさの地域会かと思えます。地域との連携も上手く進んでおり、本会に先立って行っている事業などもあり、本会の事業においても、大変参考になると思いました。

3. 結び

以上、私が行っている会務活動です。副会長としての会務活動も半年が過ぎ、残り半分を切っています。これまで3回執行理事を務めましたが、執行理事とは異なる責任感や名のない会務（本当はあると思いますが）が沢山あるという印象です。残りの期間も全力で取り組み、会員の利益に還元できるようにしたいと思います。

以上

ご挨拶

日本弁理士会副会長 高城貞晶

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和4年度日本弁理士会の副会長として会務を務めております高城貞晶です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃から日本弁理士会の会務にご協力いただき、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

今年度も昨年度に続いてコロナ禍での会務運営が続いております。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は解除になりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数は未だゼロではありません。感染対策を取りつつコロナ禍に適する活動に引き続き尽力して参ります。

2. 会務報告

今年度、私の担当する組織は、貿易円滑化対策委員会、特許制度運用協議委員会、情報企画委員会、経営基盤強化委員会、知財活用検討委員会および九州会です。昨年に引き続き現在まで対面での委員会活動が叶わず、ウェブ会議システムを利用した委員会活動が行われています。現在の制約された環境下であっても、委員会活動に積極的に携わっていただいている日本弁理士クラブの皆様の活動によって、今年度の事業は支えられております。残りの任期につきましても、これまで通りご協力を頂きますようお願い申し上げます。以下、2022年9月末現在のそれぞれの活動について簡単にご説明いたします。

(1) 貿易円滑化対策委員会

模倣品対策や各国税関での水際対策に関する情報収集および会員へのフィードバックを行っていま

す。また、財務省関税局等と交流を図るとともに、国際知的財産フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進協会（CODA）、世界関税機構（WCO）等の各種団体とも双務的関係を構築しております。

コロナ禍はECサイトの利用をさらに促進させていますが、反面、ECサイトにおける商標権、著作権等の侵害事案も多くなっています。それぞれのECサイトにおける申請窓口や連絡先など、知財トラブルに対応するための情報を一元的に取り纏めて電子フォーラムに「Eコマース知財トラブル対応表」として掲載する活動も行っております。

令和4年10月1日に施行された改正関税法によって、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（商標権・意匠権を侵害するもの）が「輸入してはならない貨物」として税関の取締り対象となりました。これにより、個人で使用する場合であっても、海外の通販サイトで商品を購入した場合など、海外の事業者から送付される物品が模倣品である場合には税関による没収の対象となります。海外の通販サイトのみならず、国内の通販サイトで購入した商品であっても、海外から直接送付される場合もあるため注意が必要です。これらの情報提供を行うセミナー等の開催も検討しています。

(2) 特許制度運用協議委員会

主には、特許制度運用の改善等に関して関係機関と会合を持ち、日本弁理士会として、会員にとって利用しやすい制度運用を協議する活動を行ってまいります。ペーパーレスニュースのメール配信や対庁協議集の更新等において当委員会の活動を身近に感じら

れている会員も多いかと存じます。もっとも、それに止まらず、特許庁の様々なセクションとの間で意見交換等を頻繁に行ってもおりますので、忙しい委員会の一つと思います。担当副会長の役割は、特許制度運用協議委員会の活動が円滑に進むようにフォローすることであると考えておりますが、委員の知識の方がはるかに多く、委員会のこれまでの活動の実績も豊富であることから、非常に頼もしく感じる委員会です。

(3) 情報企画委員会

会内業務のデジタル化の検討、弁理士ナビの改善点の検討等を行っています。コロナ禍によって世の中のデジタル化・ペーパーレス化は加速度的に進んでおり、日本弁理士会も遅れをとることはできません。もっとも、実際に作業を進めると、検討すべき事項が多くかつ細かく、事務局とも頻繁に連絡を取り合う必要もあり、予想に反してかなり煩雑な作業が待っておりました。一つ一つ着実にかつ迅速にデジタル化を推進していく所存です。

(4) 経営基盤強化委員会

弁理士会会員事務所の経営の強化や弁理士の業務環境の改善のための方策の検討・実行を主な活動としています。中長期的な観点から事務所運営の効率化について検討頂いており、中小規模の特許事務所における事務業務の効率化、経営改善、一人法人の経営のあり方など、様々な視点からの検討がなされています。また、継続的な重要事業として、本年度もセミナー等を通じた事務所承継に関するマッチング事業に対応頂いております。さらに、これまでのマッチング事業を契機として行われた事業承継等を会員に紹介することによって、事務所運営に有益な情報を会員にフォードバックすることも検討されています。

(5) 知財活用検討委員会

知財活用検討委員会は、昨年度新設された委員会です。裁判における知財紛争処理のほか、裁判外

(ADR)における知財紛争処理、ライセンス契約など、知財活用の様々な場面において弁理士の活躍が期待されています。今年度の知財活用検討委員会は、「知財訴訟における課題の抽出と対策の検討及び提言」、「知財訴訟以外の知財紛争処理システムの活用方法に関する調査、検討及び提言」などについて検討しております。また、日本弁理士会は、日本弁護士連合会と共同で日本知的財産仲裁センターを運営しています。知財活用検討委員会は、日本知的財産仲裁センターの運営をバックアップする組織としての役割も果たします。日本知的財産仲裁センターによる仲裁や調停がこれまで以上に活用されるための方策を検討し、日本知的財産仲裁センターに対して提言していきます。

(6) 九州会

今年度は、副会長は、原則として1つ以上の地域会を担当しており、私は、九州会担当を仰せつかっています。ここまで、九州経済産業局および九州農政局とのオンラインでの意見交換、中小機構九州および九州経済産業局への訪問など、九州における関係各所と緊密にやりとりをしております。また、知財に詳しい佐賀県知事の上京にあわせて面会する機会が設けられ、夏場に佐賀県で開催されたイベントに佐賀県知事とともに会長も登壇されました。関東・関西・東海の三大地域会に比べると会員数が少なく、マンパワーに欠ける悩みがございますが、熱をもって活発に活動して頂いているのが九州会です。

3. 最後に

これから年末および年度末に向けて、各委員会等から続々と答申および報告があがってきますが、それを検討するなど、忙しい時期が巡ってくると思います。また秋以降はセミナー等の開催も多くなります。日本弁理士クラブの皆様におかれましては、これまで以上のご協力を頂くことをお願いするとともに、残り任期に向けてあらためてのご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 榎本英俊

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和4年度の日本弁理士会副会長を務めております榎本英俊です。

コロナ禍での会務活動も3年経ち、Webを中心とした会議や打ち合わせがスタンダードとなりその環境に慣れて参りましたが、社会全般として行動制限が昨年よりも緩和され、今後の会務活動のあり方を模索している日々です。

日頃、日本弁理士クラブの多くの先生方におかれましては、多大なご協力、ご支援をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げます。

2. 会務報告

今年度は、杉村純子会長2年目として、昨年度からの継続事業を引き続き実行するとともに、本年度のスローガン「知的財産が支える社会をデザインする!」の下、新たに加わった施策を一歩ずつ進めております。

今年1月に「スタートアップ知財支援元年」を宣言し、スタートアップの支援強化を行っており、また、社会構造の変化に合致した知財制度に対する積極的な政策提言を行うべく、各関係機関、省庁等を含めた連携を強化しております。

私は、総務全般、知的財産支援センター、例規委員会、財務委員会、政策検討WG、弁理士の日タスクフォース等を担当しております。現時点（令和4年9月中旬）での担当委員会等の活動につき、以下にご紹介いたします。

【総務全般】

(1) 総会

今年度の定期総会は5月に行われ、今年度の事業

計画、予算等、全ての議案につきましてご承認をいただきました。昨年同様、Webとリアルのハイブリッド方式での会議にて開催するとともに、議案資料の郵送を行わず、会員にはメールでお知らせして電子フォーラムから議案資料をダウンロードしていただくことにしました。今後は、臨時総会を開催する予定となっております。

(2) 常議員会

今年度第1回の常議員会は、定期総会前にWeb会議にて行われ、昨年度の事業報告、決算、今年度の事業計画、予算等につきまして、様々なご意見、ご質問を頂戴しました。

(3) 監事会

監事会は、会員監事10名、外部監事2名の合計12名で構成されています。

監事の先生方には、毎月1回、執行役員会の会務執行、本会の資産及び会計の状況について監査を行っていただいております。その際に、監事の先生方にご説明し、ご意見をいただいております。

(4) 会長室

今年度は、室長1名、室員4名の合計5名体制となっております。室長を含め3名の先生には、会員からの相談、苦情受付等の対応や渉外業務を主としてお願いしており、1名の先生にはSNSへの情報発信をお願いし、1名の先生には例規改正の際のアドバイスをお願いしております。

(5) 事務局

今年度の事業計画に「事務局員のウェルビーイング」が挙げられており、事務局員が日々の勤務環境の中でやりがいのある仕事ができ、ストレス軽減等のメンタル面のフォローを行う等、事務局員にヒア

リングしながら現在の問題点を探り、その解決を図るべく対応を進めております。

(6) 外部意見聴取会

年2回、外部の有識者（5名）に本会の運営等について意見を聴取する会議を開催しており、第1回は9月に行われました。第1回の外部意見聴取会では、今年度の事業計画の実行に際して様々なご意見をいただきました。

【知的財産支援センター】

昨年度から学校教育支援に特化した事業を進めております。知的財産支援センターは、小中高生への知財教育支援を主として行う第1事業部、大学生を対象にした知財教育支援を主として行う第2事業部、高専機構との支援協定に基づき全国の高専生を対象にした知財教育支援を行う第3事業部、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストを運営するパテントコンテスト事業部、及び総務部から構成されております。今年度は、スタートアップ支援強化が事業計画に掲げられ、第2事業部では、大学発のスタートアップ支援として、従前の大学への知財教育とは切り口の異なる大学等へのスタートアップ教育を検討しております。また、大学発のスタートアップの支援が進んでいる鳥取大学医学部附属病院と昨年度末に支援協定を結び、同大学の教育体制やスタートアップ強化方針等、情報共有や意見交換を進めながら、当会独自となる学生へのスタートアップ支援の手法を模索しております。9月に開催された大学技術移転協議会（UNITT）主催のアンユアルカンファレンスにおいて、大学の知財担当関係者向けのパネルディスカッション（タイトル：スタートアップ企業の知財経営戦略）を企画、実施しました。

【例規委員会】

例規委員会では、日本弁理士会の会務や会員に対する規則となる例規について、執行役員会からの要請により新設、改正の必要性が生じた際に、例規全般の整合性を検討しております。今年度は、これま

で、昨年度改正しました会則9条関係、すなわち、会から会員への郵送物を主たる事務所以外の自宅等に発送可能にするための改正について、各地域会からの発送物にも適用可能とするための会令改正、会費免除手続の不合理を是正するための会令改正等について検討いただきました。

【財務委員会】

財務委員会は、①日本弁理士会の財政に関する調査・研究、②日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案、③日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案を職務権限としております。

今年度は、会員の会務活動での旅費交通費精算に関する財務上の問題点の検討及び対応の提案、令和6年1月の電子帳簿保存法の改正に対応した日本弁理士会の会計業務の検討、及び会費免除手続の不整合の検討等について、現在議論を進めております。

【政策検討WG】

本WGは、日本弁理士政治連盟（弁政連）の正副会長が委員となっております。弁政連は、本会の方針に従って本会の事業を実行できるように、国会議員を通じたロビー活動により政府への働きかけを行っております。本会の事業を実行する際には、対外的に本会のみでは一筋縄にいかないことも多いため、本WGと情報交換しながら、日本弁理士会や会員のために有用となる施策を実行できるよう、別のアプローチでの協力をお願いしております。今後、経済安全保障制度における非公開特許等の運用に際して具体的議論が始まりますが、その際も弁政連とともに活動をして参ります。

【弁理士の日タスクフォース】

今年度は、弁理士の日（7月1日）に記念イベントを行い、本タスクフォースでその企画運営を行いました。コロナ禍の下、式典とそれに付随する懇親会の従前の形式でなく、記念講演＋スタートアップをテーマとしたパネルディスカッション＋功労表彰式

典という新たな形式で開催しました。会場の出席者を130名程度とし、広い会場を確保して各着席者の間隔を十分に取り、出席できない会員向けに、記念式典の様子を、Webでの同時配信とアーカイブ配信を行っております。

また、昨年も実施しましたが、本タスクフォースで「弁理士ファミリーデー」のイベントの企画運営も行いました。このイベントは、知財制度及び弁理士の広報活動を目的とし、広く各種SNSにて「知財」、「弁理士」に関する投稿を募り、当選者には賞品を贈呈するほか、中学生以下を対象にジュニア特別賞を設け、一日こども会長及び一日こども副会長として役員業務を体験してもらい、特許庁長官及び知財高裁所長の訪問も行いました。

3. おわりに

社会全般として、新型コロナウイルスとの共生に向けた出口戦略を模索している中、コロナ禍での会務活動の実施判断が難しい場面もあります。その他、これまでの実感として、迅速且つ正確な判断が求められることも多く、難しい局面もありますが、引き続き、微力ながら全力で取り組んで参りますので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



ご挨拶

日本弁理士会副会長 中野圭二

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和4年度日本弁理士会副会長を務めさせていただいております中野圭二です。日本弁理士クラブの先生方には、日頃から日本弁理士会の会務にご協力いただき、誠にありがとうございます。この場を借りて御礼申し上げます。

コロナ禍での会務運営も3年目になり、ウェビナによる研修やスペシャルチャットを使った懇親会などツールも充実してきました。Web会議は移動時間がなく、特に遠方から来会されていた方にはメリットが大きいです。リアルと比較してコミュニケーションが取りづらいつつという面もあります。感染対策のため限定的ですが委員会のリアル開催も可能になりました。Webとリアルをバランスよく併用することにより、より良い会務活動ができるようになるのではと思っています。それでは、ご挨拶として、会務活動についてご紹介させていただきます。

2. 担当している委員会等

昨年の11月より次年度会務検討委員会において、本年度に向けての準備を始め、事業計画、附属機関・委員会の諮問、予算などを各担当の先生方・事務局の皆様からご教示いただきながら、具体化していきました。各担当もここで決まり、私は、選挙管理委員会、処分前公表審議委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、不正競争防止法委員会、農林水産知財対応委員会、中国会を担当させていただくことになりました。以下に、担当いたします委員会の活動をご紹介します。

(1) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、役員選挙の管理を行うことが重要な使命です。具体的には、役員選挙の告示を行い、選挙説明会を行い、立候補者の受付を行い、投票の管理を行っています。以前は実際に投票が行われることは殆どなかったのですが、近年は毎年のように投票が行われ、役員選挙規則などに不備が見つかったことから、ガイドラインを含めた規則の全面的な見直しを行っています。日本弁理士クラブからは松井伸一委員長を始め、多くの先生方に例年にはない検討作業にご尽力をいただいております。

(2) 処分前公表審議委員会

処分前公表審議委員会は、会員の悪質な例規違反のおそれがある事案について、被害の拡大防止を図るために、関係会員の処分が確定する前に事案を公表する必要があるか審議します。例年、本委員会が開かれることはないのですが、今年度もそのような事案が起らないよう願っています。日本弁理士クラブからは神田正義委員長を始め、多くの先生方にご協力いただいております。

(3) バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会は、医薬等のバイオ系技術分野に特化してその技術分野における知財の保護等に関する諸問題を調査・研究・提言することを目的としています。今年度のバイオ・ライフサイエンス委員会では、川崎洋祐委員長を始め日本弁理士クラブの多くの先生方にご活躍いただいております。

第1部会では、「バイオ関連・医薬発明の審査・運

用等についての調査・研究及び提言」について日本における審査・運用を中心に検討しています。

第2部会では、「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査及び研究」について国内外における審査・運用を中心に検討しています。

第3部会では「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査及び研究」について新技術を中心に検討しています。

第4部会では、「バイオ関連・医薬発明の特許保護の在り方についての調査及び研究」について検討しています。

第5部会では、「バイオベンチャー発のバイオ知的財産についての調査、研究及び提言」についてベンチャー企業の知財戦略調査を中心に検討しています。

第6部会では、「委員会成果の効果的な内外への周知」としてバイオ系団体との情報交換やBioJapan2022への出展の準備を行っています。今年度は、経営センターに設置されたプロジェクトチームと協力してBioJapan2022への出展に向けた準備を行っています。

(4) 不正競争防止法委員会

不正競争防止法委員会は、技術系の第1部会と表示系の第2部会に分かれて活動しています。第1部会では、「不正競争防止法における営業秘密の活用事情に関する調査（海外調査含む）」を行っています。今年度は、中国での営業秘密に関する判例の調査研究を行っています。

第2部会では、形態模倣の課題検討と著名表示の課題検討を行っており、NFT化された画像や、メタバースで扱われる画像の知財問題について海外の動向についても調査研究を行っています。

今年度の不正競争防止法委員会では、松永章吾委員長を始め日本弁理士クラブの多くの先生方にご活躍いただいております。

(5) 農林水産知財対応委員会

農林水産知財対応委員会は、種苗やGIの保護などの農水知財について調査・研究・提言することを目的としています。今年度の農林水産知財対応委員会では、高橋大典委員長を始め日本弁理士クラブの多くの先生方にご活躍いただいております。

第1部会では、「現代農業の各種課題（アグリテック、JAS等の規格・標準化、AI・データ契約、競争のボーダレス化、ブランド化等）を解決するための支援策」について検討しています。

第2部会では、「国内外における品種登録制度の登録申請や戦略的な活用等に関する支援策（知財ミックスによる支援策を含む）」について検討しています。

第3部会では、「国内外におけるGIの登録申請や戦略的な活用等に関する支援策（知財ミックスによる支援策を含む）」について検討を行っています。

第4部会では、経営センターに設置されたプロジェクトチームと協力してアグリビジネス創出フェア2022への出展の準備を行っている他、会員や生産者に向けたセミナーの企画など日本弁理士会のプレゼンス向上のための広報を企画し実行しています。

また、杉村会長も出席された佐賀県の「さが園芸888運動推進大会」で行われた寸劇の監修も本委員会にご協力いただき、大成功だったと聞いています。

(6) 中国会

中国会の重点事業の一つに、他団体と連携した知的財産セミナーの実施があります。金融機関、他士業団体、起業家支援団体などと連携して知的財産セミナーなどを実施しています。

3. おわりに

いろいろな委員会を担当させていただき、日本弁理士会の活動範囲の広さを実感しています。

残りの任期も杉村会長を支え、今年度の事業計画の達成のため精一杯邁進して参りたいと思いますので、どうぞ引き続きご指導ご協力のほどお願い申し上げます。

ご挨拶

日本弁理士会副会長 西村 公芳

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、令和4年度の日本弁理士会副会長を務めさせていただいております。日本弁理士クラブの先生方には、常日頃会務に多大なるご協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

コロナ時代のニューノーマルなのかもしれませんが、相変わらず会務運営はウェブ会議を多用しており、執行役員会も正副会長は役員室に集まるものの、執行理事とは画面越しで議論をしています。ただ、世の中の人流も戻りつつある本稿執筆時点（10月）において、附属機関や委員会の会議はハイブリッド開催が増えてきており、この後の任期後半は、担当させていただいている組織の先生方とも直接お会いする機会が増えるのではないかと期待しているところです。

今年度の私の担当組織は、知的財産経営センター、知財プレゼンス向上委員会、知財制度検討委員会、総合企画委員会、紛議調停委員会、北海道会及び東北会で、本稿では、会務報告として各組織の活動をご紹介します、ご挨拶とさせていただきます。

2. 会務報告

【知的財産経営センター】

複数の組織の統合による設立から5年を経た知的財産経営センターでは、中小企業の知財経営をワンストップで支援するとの目的に沿って各事業が動いています。弁理士知財キャラバン、知財コンサル、知財価値評価、知財活用表彰等の従前からの事業に加え、今年度はスタートアップ支援に力を入れており、スタートアップ企業に向けたセミナーを全国数か所で開催いたします。

スタートアップ企業に限られない中小企業等に向けた企画としては、意匠・商標（デザイン・ブランド）に関するセミナーやJPAA知財塾があり、会員に向けては、今年度新たにブランディングに関するセミナーを企画しています。

また、今年度は、昨年度まで委員会ごとに企画、運営していた展示会への参加について、経営センターでプロジェクトチームを立ち上げて各委員会と協力しながら進めており、本稿執筆時点でコンテンツ東京2022、TOKYO PACK 2022、BioJapan 2022への出展を果たし、アグリビジネス創出フェア2022への出展が控えています。

日本弁理士会の外部との関係では、日本商工会議所、一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会と連携を協議しているほか、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）とは、同法人の事業で弁理士を一層活用していただけるような連携について、一緒に検討を始めたところです。

【知財プレゼンス向上委員会】

弁理士の働き方は年々多様化しており、知財プレゼンス向上委員会では、特許事務所、企業、アカデミアのそれぞれから委員に参集いただいています。そして、今年度は、コーポレートガバナンスコード、大学ガバナンスコードを念頭に置いた大学における知財的課題、企業における知財的課題について、A～Cの3つのグループで検討しています。

中間報告の段階で、Aグループでは、弁理士がコーポレートガバナンスコードに関する顧客からの質問に対応するための解説書的なものの提供を予定しています。

Bグループでは、大学執行部・研究者に対する知財的課題と学生・教職員に対する知財的課題に取り組んでおり、文部科学省の方々との定期的な意見交換も始まりました。

Cグループは、IPクリエイトチームとIPアクティベートチームに分かれ、IPクリエイトチームでは、特許活用企業（活用のためにどのような特許を創出するかという視点をもつ企業）及びスタートアップ企業（資金調達につながる権利化を行った企業）にヒアリングを行い、戦略策定ツールのフォーマット策定を検討しています。IPアクティベートチームでは、特許活用企業（特許活用で収益をあげている企業）及びスタートアップ企業（知財アピールで資金調達に成功した企業）にヒアリングを行い、特許活用に資する価値評価ツールにつながる提言を予定しています。

【知財制度検討委員会】

知財制度検討委員会は、他の委員会と協力しながら、行政機関の意見公募に対して日本弁理士会のパブリック・コメントを検討しています。知財制度検討委員会の委員は、実務系委員会の委員長等により構成されており、案件ごとに該当する委員会の委員長がその委員会の意見を知財制度検討委員会に持ち寄り、知財制度検討委員会できりまとめた意見書が執行役員会の起案に付され、行政機関に提出されています。

知財制度検討委員会における検討は、即時対応が必要なこともあり、主にメールで行われていますが、ウェブ会議を開催して議論することもあります。今年度は、経産省産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会の「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」等に対する意見を皮切りに、本稿執筆時点で10件の意見を提出しており、4件の意見の提出を控えています。

【総合企画委員会】

昨年度のDX委員会の発展形である総合企画委員会は、他の委員会の管轄にない施策等を検討する組織で、会務経験の豊富な先生方に委員を務めていただいています。これまで、日本弁理士会のSDGs、役員選挙

の立候補届出書の電子的な提出方法、振込依頼書利用時の会費の振込手数料等について検討しています。

【北海道会・東北会】

北海道会は、「地域における道内諸団体による知的財産分野での支援活動への参画」等を重点事業とし、金融機関とも連携して活動されています。また、今年度の東北会は、昨年度準備を整えた東北全県での知的財産相談会を開催し、商工会議所等との連携強化を図るなどの活動をされています。

北海道会と東北会は、地域的に隣接しているばかりでなく、地域の出願件数が限定的であったり、弁理士一人事務所が多かったりするなど事務所弁理士の事業環境が似ており、両会の役員が集う合同役員会が毎年開催され、情報交換も行われています。もっとも、コロナ禍で合同役員会がウェブ開催になってからは、そうした情報交換が難しくなっているようで、弁理士同士でちょっとした相談をする機会がない地域の先生方に対し、本会（日本弁理士会）が何を提供することができるかは課題と感じています。

3. おわりに

「一期一会」とは、茶道の心得（茶会は毎回、一生に一度という思いで主客ともに誠意をもって真剣に臨むことが肝要であるとの心得）に由来する言葉です。その「一期一会」の実感に、同じ物理的空間で同じ時間を過ごすという「雰囲気共有」のようなものが必要だとすると、せっかく副会長としていろいろな会議に参加させていただきながら、任期前半はウェブ会議で“一期一会感”が乏しいところはあったと思います（致し方ないことですが）。

冒頭に言及しましたように、附属機関や委員会においてハイブリッド開催も増えてきていますので、残りの任期は、できれば各組織の先生方と直接お会いする“一期一会感”の高い機会を得て、熱意やご意見を肌で感じつつ会務運営に活かし、次年度役員先生方に現場感・臨場感のあるバトンを渡せればと考えています。

引き続き何卒よろしくお願いたします。

常議員会報告

日本弁理士会常議員 岡 部 譲

令和4年度常議員会の活動等を報告します。

1. 常議員会とは

常議員会については、日本弁理士会会則第8章（第75条から第81条）に概要が規定されています。

そして、現在の常議員会は全国9選挙区から選出された60名の常議員（会員）及び2名の外部常議員により組織され、会則第78条に規定される事項について審議します。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会則の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

併せて、常議員会中には会規第13号「分化会規則」により3の分科会が存在します。

2. 本年度常議員会の活動

(1) 全体会の審議

本年度第1回の常議員会は令和4年5月16日（月）にweb形式により開催され、以下の12の議案が審理、承認されました。

- | | |
|--------|---------------------------|
| 第1号議案 | 令和4年度執行理事の選任の承認を求める件 |
| 第2号議案 | 令和3年度事業報告の承認を求める件 |
| 第3号議案 | 令和3年度決算の承認を求める件 |
| 第4号議案 | 令和4年度事業計画の承認を求める件 |
| 第5号議案 | 令和4年度予算の承認を求める件 |
| 第6号議案 | 令和4年度外部常議員の専任の承認を求める件 |
| 第7号議案 | 令和4年度外部監事の選任の承認を求める件 |
| 第8号議案 | 外部意見聴取会委員の選任の承認を求める件 |
| 第9号議案 | 令規第12号「日本弁理士会経理規定」中一部改正の件 |
| 第10号議案 | 審査委員会予備委員の補充の承認を求める件 |
| 第11号議案 | 紛議調停委員会委員の補充の承認を求める件 |
| 第12号議案 | 常議員会分科会委員の選任の件 |

なお、上記12の議案のうち、第1号～第8号議案は令和4年度第1回定時総会に上程される予定となっています。

(2) 分科会の審議

会則第13条により、上議員会には3つの分科会が設けられています。

第2条 分科会は、次のとおりとする。

- 一 調整分科会
- 二 第1分科会
- 三 第2分科会

また、各分科会の役割は以下の通りです。

調整分科会：会則第78条に規定された事項及びこれに関連する事項について、執行役員会との間で調整を行うとともに、第1分科会又は第2分科会での審議についての検討などを行うこと

第1分科会及び第2分科会：常議員会の職務権限に属する事項について、分担して調査、検討、審議を行うこと。

3. 常議員会での審理

令和4年度の第1回常議員会も、コロナ禍の中、web会議形式で行われました。

会長、副会長、一部の執行理事及び常議員議長は開会前に弁理士会に集合し、多少の事前討議の後、web会議形式で常議員会を開催しました。

杉村純子会長が仮議長を務め、常議員議長（私）が選出され、常議員議長の議事進行で審理を進めました。

議事は順調に進みましたが、4号議案の事業計画の審理に入ると議場から修正の動議が提出されました。本年度は経済安全保障推進法案が国会で審理されており、その一部に軍事機密等に関する特許出願を非公開とする制度が提案されており、非公開指定（保全指定）を受けた出願は内閣総理大臣による保全審査の対象となることとされています。動議は、この内閣総理大臣による保全審査について弁理士が代理人として関与できることを明示すべきとの要求を常議員会として決議すべきというものでした。弁理士の業務権原確保という意味では一考の余地があるものの、多方面に影響のあるセンシティブな問題でもあり、また、議事規則にもそぐわない動議であったことから動議の採択には至りませんでした。国の安全保障に関する事項を弁理士会の常議員会で議論することになるとは思ってもいなかったことで、日本も難しい時代になってきたのかなと思われました。

以上



監事会報告

日本弁理士会 令和4年度副監事長 岩壁冬樹

1. 監事会概要

日本弁理士クラブの推薦を頂いて、本年度副監事長を勤めさせて頂いております弁理士春秋会の岩壁冬樹です。

会則第82条第8項において、監事会は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査する、と定められています。監事会は、役員選挙で選ばれた10名の会員である監事と2名の外部監事とで構成されています。ご承知のように、会員である監事の任期は2年であり、各年の役員選挙で5名の監事が選任されます。2名の外部監事のうちの一人は企業の知的財産権本部長を務められた方で、他のお一人は大学の先生（法学部教授）です。また、監事会は、原則として、毎月の最終月曜日の13時に開催されます。

会務の執行の監査（会務監査）は、前月の執行役員会議事録に基づいて行われています。具体的には、事前配布された執行役員会議事録の内容すなわち会務執行状況に疑義を抱いた場合に、質問の形で、事前に執行役員会に提示します。監事会には、執行役員会から、会務担当副会長及び財務担当副会長が出席され、監事が事前に提示した質問に答える形で監事会は進行します。担当副会長の回答では疑義が解消されない等の場合には、その場で、再確認のためのやりとりがなされます。本年度は、執行役員会から、会務及び財務を担当されている榎本英俊副会長と市川ルミ執行理事が監事会に出席されています。ごく稀にはありますが、その場で疑問が解消されず、執行役員会で再検討して頂いて、次月に監事会で再検討結果を報告して頂くということもあります。

資産及び会計の状況の監査（会計監査）について

は、月次決算報告書及び一般会計収支計算書を主資料として、財務担当副会長から財務・会計に関する簡単な説明（報告）を受けた後、おかしな支出がなかったか否かなどの確認を行っています。

また、簡便にはあるものの、本会及び地域会の毎月の会計帳簿を閲覧して会計伝票及び証憑書類等についての突合わせを行う、いわゆる突合監査も実施しています。

なお、昨年度から、オンラインでの会議参加も認められ、毎回、3～4名の監事がWeb会議システムを介して監事会に参加されています。

2. 本年度監事会の様子

私は、平成27年度財務担当副会長として、財務・会計に関する報告を行うとともに監事からの質問に答える立場で監事会に参加しておりました。当時は、会務監査に関して、毎回10件程度の質問しか出ず、質問される監事も特定の数名程度でしたので、質問に答える立場としては楽でしたが、今一つ物足りないとの感想も抱いていました。

監事としては、私は、現在2年目の任期途中ですが、昨年度及び今年度は、令和3年度監事長河野誠先生及び本年度監事長渡邊一平先生の指揮の巧みさを反映してか、毎回30～40件程度の質問が出ています。また、ほぼ全員の監事が何らかの質問を投げかけています。つまり、平成27年度当時と比べて、監事会はより活性化されているという印象を持っています。

外部監事のお二方からは、会員である監事とは異なる視点からの質問が出てくると感じています。会員である監事にとっては、そのようなことは当たり前であると思うような質問が出されることもありま

すが、日本弁理士会の会務の遂行に関して、そのような角度からのチェックの仕方もあると気付かされることも多々あります。監事会のみならず、常議員会や幾つかの委員会に外部常議員・外部委員に入っていると思いますが、外部監事・外部常議員・外部委員の皆様の存在意義は、会員の視点とは異なる視点に基づいて日本弁理士会を眺めてもらうことであるとあらためて感じているところです。

3. 私見

上で述べたように、監事会の役割は、執行役員会の会務の執行並びに本会の資産及び会計の状況を監査するということですが、監事は、執行役員会議事録の内容に関して、つまり、執行役員会が過去に執行した会務に関して、監事が疑問に思ったことを明らかにするという流れで監事会は進行しています。

具体的には、会務監査は、執行役員会がルールに反することをしなかったか否かを明らかにすることであると考えています。ルールは、弁理士法や会則を初めとする法規です。また、ある程度の裁量が入る余地のあるルールもあろうかと思われれます。したがって、監事が疑問に思ったことを明らかにすることは、執行役員会が過去に執行した会務の妥当性（法規に適合していることと、裁量が適切であったこと）を検証するということですが、検証を通じて、執行役員会が将来行う会務に不適切な要素が含まれないようにしてもらおうということが、監事会による会務監査の大目的であろうと思っています。そして、そのような観点から会務監査に望むことが大事であると思います。

また、上で述べたように、ほぼ全員の監事が何らかの質問を出すという状況は、質問を出さないことは恥ずかしいという環境が生まれることであって、将来の監事会においても、そのような状況が維持されることを期待しております。

2年任期の残り期間が約半年となりましたが、残りの期間、精一杯監査業務に努める所存ですので、今後とも、宜しくお願い申し上げます。

以上

日本弁理士会研修所について

日本弁理士会研修所 所長 石橋良規

日本弁理士クラブの会員の先生方におかれましては、日頃より研修所の活動にご協力いただきありがとうございますとございます。

令和4年度の日本弁理士会研修所の活動についてご報告いたします。

1. 会員継続研修

令和2年に始まったコロナ禍が予想以上に長引いており、昨年度と同様、座学による集合研修の実施が難しい状況が続いております。

そこで研修所は、昨年度より「ライブ配信研修（ZoomミーティングおよびZoomウェビナー）を用いた研修」の運用を開始し、本年度も「ライブ配信研修」のより一層の充実化を図るべく取り組んでおります。具体的には、従前よりe-ラーニング研修において使用している「弁理士研修システム」を改修することで、当該システム上から「ライブ配信研修」の受講を可能とすべく検討を進めております。

また、研修所内に蓄積した「ライブ配信研修」のノウハウを外部認定機関と共有することで、外部認定機関が実施する「ライブ配信研修」についても、所定の要件を満たすことで単位認定できるようになりました。

もちろん、例年同様、e-ラーニング研修のコンテンツの充実化にも鋭意取り組んでおります。

集合型研修、e-ラーニング研修、そして「ライブ配信研修」には、それぞれ一長一短があることが分かってきました。いわゆるアフターコロナの時代に向けて、これの研修の長所と短所を見極め、会員

の先生方のお役に立てる研修を企画・運営すべく、今後とも検討を続けていく所存です。

2. 倫理研修

今年度（令和4年度）、倫理研修を受講する必要があるのは、Eグループの先生方です。

倫理研修についても、昨年度と同様、現時点においては「集合型研修」は実施できていない状況であり、ライブ配信研修にて実施をしております。

倫理研修は、「ディスカッション」が必要な研修であるため、コロナの状況をみつつ、「集合型研修」の再開も視野にいれて運営していく予定です。

3. 能力担保研修

付記弁理士試験の受験に必要な能力担保研修は、特許庁や弁護士会のご協力のもと、今年度も無事に実施され終了いたしました。なお、本年度も、昨年度と同様「ライブ配信研修」により実施いたしました。

4. 実務修習

今年度の弁理士試験はコロナ前とほぼ同じスケジュールで進んでおり、したがって、本年度の実務修習も、コロナ前と同じスケジュールで実施する予定であり、現在準備をしております。本年度も昨年度と同様「ライブ配信研修」により実施する予定であります。

以上

中央知的財産研究所の活動報告

中央知的財産研究所 所長 中村 仁

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所は、発足27年目を迎えます。当研究所の特色は、次の点にあります。

(1) 豊富な研究陣

知的財産分野で活躍している学者・弁護士などの外部研究員と実務家である会員の内部研究員とが一緒になって、知的財産に関する共通のテーマについて研究を行っています。アカデミックな視点と実務家の視点とをミックスさせることで地に足が付いた研究を行うことができるというメリットがあります。

(2) ホットで関心が高い研究テーマ

実務系委員会へのアンケートなどにより、会員が最も興味を持つテーマを選定しています。1つのテーマを中心に、各研究員が様々な視点から研究を行い、厚みのある研究成果が得られるようになっております。

(3) 研究成果のタイムリーな発信

当研究所の研究成果は、「別冊パテント」として日本弁理士会の全会員に還元している他、大学、裁判所、特許庁、弁護士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

また、「会員向け研究発表会」及び「公開フォーラム」を開催して、研究成果を還元しております。

平成30年度よりWeb上での論文公開を開始いたしました。ホットなテーマをいち早く発表しようという趣旨で、「別冊パテント」発行前の論文単体での「早期公開」も行っています。最新の研究成果を弁理士会HPから是非御覧下さい。

(4) シンクタンク機能

当研究所では、日本弁理士会が知財関連法規の改正提案を積極的に行えるように、「知的財産推進計画」を検討して改正項目を提案するシンクタンク機能としての役割も果たしています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、東京に3部会、関西に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて研究を行っています。研究員については、弁理士会のHPで公開されておりますので、そちらをご覧ください。

(1)「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」 (2021年12月1日～2024年3月31日)

イノベーションによる国際競争力の獲得が我が国産業界の喫緊の課題であるとされているところ、特許制度に通じたイノベーションに資する技術情報の活用方策を探ります。例えば、従来は将来の権利行使への防衛手段とされた先使用権を、技術情報の積極利用という視点で活用できないか、先使用権の成立要件の再定義を含め研究しています。また、特許消尽を回避するためライセンスの活用が実務においてはなされており、消尽とライセンスの視点からの技術情報の活用方策を研究します。研究成果は、来年度、別冊パテントで発表予定です。主任研究員は、高林 龍先生（早稲田大学法学学術院教授）です。

(2)「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」(令和2年11月1日～令和4年4月30日)

本テーマは、関西の部会が担当しています。時代の要請に応える知的財産権のエンフォースメントは何かという観点から、知的財産権のエンフォースメントに関する種々の具体的論点について検討し、有意義な論文発表を行いました。主任研究員は、名古屋大学法科大学院の鈴木將文教授です。研究成果は、本年10月発行の別冊パテントで報告いたしました。

(3)「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」(令和4年11月1日～令和6年4月30日)

関西の部会が担当しており、上記「知的財産権のエンフォースメントの新しい地平」の後継部会です。研究員、テーマ選定が整い、来年1月から研究をスタートする予定です。主任研究員は、名古屋大学法科大学院の鈴木将文教授です。

(4)「不正競争を中心とした非登録型知財法制」(令和3年4月1日～令和4年12月31日)

中央知財研で不正競争を扱ったのは10年ほど前のことです。この間、不正競争防止法の改正により、多くの新たな不正競争行為が追加されました。また、著作権法についても、6年ほど前に部会内の一テーマとして扱って以来、検討されておらず、新たな検討が望まれるところでした。そのような背景から不正競争や著作権など「非登録型知財法制」を主な研究対象とした研究部会を立ち上げています。主任研究員は、土肥一史先生(吉備国際大学大学院特任教授・一橋大学名誉教授・弁護士)です。研究成果は、令和5年3月末までに別冊パテントで発表する予定です。

(5)「知的財産と経済—インフラ産業における競争と知的財産権」(令和3年4月1日～令和4年9月30日)

本テーマは、知的財産について、経済学的アプローチからの研究となります。そもそも産業財産権制度は、産業の発展のために存在している制度ですから、経済学的なアプローチで、その効果が見えてこそ、知的財産制度の存在意義が理解されるのだと思います。そこで、中央知的財産研究所では、原点に立ち返り、「知的財産」と「経済」との関連について研究を行いました。ただし、メインテーマである「知的財産と経済」は、その範囲が漠然としているため、「インフラ産業における競争と知的財産権」というサブタイトルで研究を行っています。これらのインフラ産業は、とりわけ電気通信産業において明らかなように、標準必須特許が密接に関連し、産業界の関心も高いため、社会的に大きな話題になり得ると思われまます。主任研究員は、経済学者でもあり、元公正取引委員会の委員でもあった一橋大学の小田切宏之名誉教授です。研究成果は、令和5年3月末までに別冊パテントで発表する予定です。

3. 研究成果の発表

(1) 会員向け研究発表会の実施

会員が興味を持っているテーマについて、会員向け研究発表会を年明けに東京及び大阪で毎年開催していましたが、昨年度は、コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止しました。本年度は、「不正競争を中心とした非登録型知財法制」部会が担当し、来年1月のWeb開催を予定しています。

(2) 公開フォーラムの実施

本年度は、「イノベーションに資する技術情報の活用方策—先使用、ライセンス、消尽の視点を中心に—」の研究部会を中心に、3月にリアル形式で実施する予定です。研究者及び実務家3名による基調講演の後、いくつかの事例を提示して、ディスカッションをするような内容で企画しています。

(3) 合同研究部会の実施

各研究部会の研究員の交流と情報交換を図るため、全ての研究部会合同での研究部会を12月に開催する予定です。講師は現役の裁判官にご登壇いただき、その後、懇談の場を設けます。

4. 研究成果のウェブでの公開の仕方について

現在ウェブ上で公開されている学術論文は、DOI (Digital Object Identifier) と呼ばれる仕組みにより管理され、DOIを利用して論文へのアクセスや引用が行われることが一般的です。別冊パテントのウェブ公開論文についても、DOIの導入が望ましく、研究員の方々から賛同のご意見をいただいています。このDOIの利用については、JSTが運営しているJ-STAGEを利用することで、無料でDOIの付与を受けることができるのとに加え、J-STAGEが提供する様々な利益を享受することもできます。

このように、メリットが多いことから、昨年度からJ-STAGE上での公開を始めています。弁理士会のHPからJ-STAGEへのリンクによって別冊パテントが閲覧可能です。

5. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。



知的財産支援センターについて

知的財産支援センター センター長 石原進介

1. はじめに

知的財産支援センター長の石原進介です。知的財産支援センターは、知的創造活動並びに国内外の知的財産権の取得及び活用に関する支援を行うことにより、知的財産権制度の発展に貢献することを目的として設置された附属機関です。

地域知財の活性化を図る活動は、この国を支える重要な活動であり、そして、各地域に根差した各地域会の活動は、地域知財の活性化を図るのに不可欠の日本弁理士会が行う重要な活動であります。本センターの支援の有り様は、地域会ができることは地域会が行うということを前提としております。そして、本センターでは、特に関東・関西・東海以外の、運営を担う会員数を充分確保することが難しい或いは広域である等といった事情を抱える6地域会が行う知財支援活動、特に教育支援などを軸とする社会貢献事業等を積極的に応援していきます。また、「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」を通じて、各地域の生徒や学生等の方々を含む学校関係者の皆様の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解の促進を支援していきます。

一方で、今年度も引き続きCOVID-19（新型コロナウイルス）の感染拡大を抑制しつつ、知財支援活動を行っていく必要があります。ウィズコロナ時代での新生活様式への急速な変化にも対応しつつ、ウィズコロナ時代の新たな知財支援活動にも積極的に取り組んでいきます。

2. 知財支援センターの組織

知財支援センターは、その活動目的、活動内容に対応して、総務部、第1事業部、第2事業部、第3事

業部、パテントコンテスト事業部という5つの部会で組織されており、運営委員は、このうち、第1事業部、第2事業部、第3事業部及びパテントコンテスト事業部の何れかの部会に所属しています。総務部は、正副センター長で組織されており、支援センターの運営に関する企画及び立案などを担当します。そして、各部会には、部会を担当する副センター長がおり、また、総務部を除く各部会には部会の責任者としての部長が配置されております。そして、センター長、副センター長及び各部会の部長を中心に構成された、知財支援センターの活動全体について議論する正副センター長・部長会議が設置されています。

3. 活動の主な柱

本年度は、知財支援センターの本業を確実に実行するために、次の項目を柱として、事業展開しております。

- (1) 教育支援体制
- (2) 支援情報及び成果の一元化
- (3) 「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業における支援

4. 事業概要（各論）

(1) 教育支援体制
①弁理士会として、小中高生に対する出張授業を開始して15年以上になりますが、今後とも、関東、東海、関西以外の地域会において小中高の知財授業の「講師のなり手」を育成することに力を入れていきます。

特に、関東、東海、関西以外の6地域会にある小中高生から出張授業依頼があった場合だけでなく、

当該地域の少年少女発明クラブ（発明推進協会運営）に対して、該当地域在住の全会員を対象に広く講師を募集することにより、多くの会員の協力を得て出張授業を行っていきたくと考えています。

次年度、授業用コンテンツ等の追加・改良等を行う事により、このコンテンツを積極的に活用した弁理士による知的財産教育体制を確立し、当該地域在住の会員が講師として永続的に知財授業を行う事が出来るように「講師のなり手育成」を積極的に行います。

また、上記「講師のなり手育成」を、弁理士法に規定されている「知的財産の専門家である弁理士」が「弁理士による知的財産権の利用の促進」を行う積極的対外支援（社会貢献）活動として対外的に広く広報していきたくと思います。従前から行っている、内閣府「知財創造教育推進コンソーシアム」への協力（実証授業への参加、教育教材の提供など）も引き続き行っていきます。

②本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、地域会と共に実行していきます。

また、高専からの様々なニーズに対応するため、概要編・演習編・権利行使編・調査編・（高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業）を行い、都度内容をブラッシュアップしていきます。国立高等専門学校機構との事業に関する連絡会議も引き続き行います。

③大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を提供していきます。

昨年度検討した講義希望の大学等を選定する場合の選定基準に基づいて大学等の支援活動を行うと共に、魅力のある大学支援のスキームを引き続き検討

していきたくと考えています。

この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと考えています。

④医療系学会等支援グループによる、日本医工ものづくりコモンズ等医療系学会等への協力を行っていきます。

昨年に引き続き、医療学会等に対して、要請に応じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催していきます。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師からは知的財産に関する知識を身につけたいとの要望があります。

支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎はもちろん権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援していきます。

(2) 支援情報及び成果の一元化

6地域会をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。この趣旨に基づき、本年度も、各地域会からの情報の共有化を図ります。

(3) パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト事業における支援

「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」につき、文部科学省・特許庁・INPITと協力し、適切に対応及び実施します。このコンテストを通じて、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドを育てるとともに、知的財産権制度の理解を促進することを支援します。

以上



知的財産経営センター長挨拶

知的財産経営センター長 津田 理

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、知財経営をワンストップで支援することを目的として、知財経営に関連する各種委員会・附属機関を統合した組織として2017年4月に設立され、今年で設立6年目を迎えます。最初の3年は各組織に対応する事業本部を設けた事業本部制を採用していましたが、一昨年（設立4年目）から、事業本部制を解消し、各事業本部の垣根を外して知見の相互活用や、統合的事業の実行がさらに図られる体制としました。

本年度も、昨年度に引き続き、本センターでこれまで積み重ねてきた経験を十分に活かして、スタートアップ企業等の支援の実施や価値評価の普及などを通じて知財が企業経営に資する財産であることを広く知らしめていくとともに、執行役員会の運営方針に沿って、精力的に事業を実行していきたいと考えています。

特に本年度は、日本政府が今年（2022年）を「スタートアップ創出元年」と位置づけて、執行役員会が「スタートアップ知財支援元年」を宣言したことを受け、より一層、スタートアップ企業の支援に力を入れて参ります。

2. 本年度の重点事業

本年度は、以下の5つの項目を柱として、事業を実行していきたいと考えています。

- (1) 中小企業・スタートアップ企業等への知財活用支援の充実化
- (2) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

(3) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

(4) 常務会による総務活動の充実化

(5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

3. 事業概要（各論）

(1) 中小企業・スタートアップ企業等への知財活用支援の充実化

①弁理士知財キャラバン事業の充実化

弁理士知財キャラバン事業の実行により、中小企業・スタートアップ企業を具体的に支援します。中小企業・スタートアップ企業の支援には、地域会の協力が必要不可欠です。そこで、地域会連携会議を適宜開催し、各地域会との情報交換・意見交換をしながら、中小企業・スタートアップ企業の支援事業を行ってまいります。

また、商工省庁や中小企業支援機構等などの外部団体からの要望に即して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を行います。そして、今年も、特許庁やINPITだけでなく、日本商工会議所や日本ベンチャーキャピタルとも連携して、中小企業・スタートアップ企業等の支援を進めて参ります。

さらに、知財経営コンサルティングの現場を通じて会員のスキルアップを図ります。

②スタートアップ企業を特に意識した支援

スタートアップ団体等が主催するイベントへの参画や、スタートアップ企業等に向けた知財セミナーの実施等を通じて、スタートアップ企業を支援します。今年も、「知的財産推進計画2022」を受けて、スタートアップがVCを通じてニーズに合った適切なサービスを提供できる人材の支援を受けることがで

きるよう、日本ベンチャーキャピタル協会と連携する枠組みを構築し、VC業界と弁理士のネットワークを強化していくことを目指します。

(2) 弁理士の資質の向上及び業務基盤の強化を図る取り組み

①会員の知財コンサル能力の向上のための取り組み
知財経営コンサルティング研修の一層の充実化と、知財経営コンサル手法に関する会員への情報提供を通して、会員の知財経営コンサルに関する基礎的能力の向上、及び、知財経営コンサルタンの育成を図ります。

②会員の価値評価スキルの向上、及び、会員による価値評価の普及のための取り組み

価値評価研修や、価値評価手法に関する会員への情報提供を通して、会員の価値評価に関する基礎的能力の向上を図ります。

また、価値評価の外部要請に的確に対応できるよう、高い知見を有する価値評価人の育成に努めます。

さらに、価値評価スキルの高い会員の存在を周知し、会員による価値評価の普及を図ります。

(3) 知財の活用に向けての対外活動の活性化

①会員が関与する知財活用の活性化

知財マッチングサービスにより、知財活用への会員関与を促進するとともに、中小企業のニーズに着目した課題解決型マッチングサービスにより、中小企業の知財活用を活性化させます。

知財ビジネス評価書・提案書、知的資産経営報告書、経営デザインシートなどの経営分析ツールの更なる利用促進に取り組みます。

今年は、「日本生産性本部 経営品質協議会」と連携して、経営デザインや顧客価値経営向上に関する研修を会員向けに行うことを検討しています。

②知的財産活用表彰を通じたプレゼンスの向上

知的財産活用表彰の実施を通じて、企業の知財活用の促進に取り組むとともに、知的財産活用表彰の

広報の充実化を図り、本会のプレゼンスを向上させます。

(4) 常務会による総務活動の充実化

①総務活動の一元化

総務活動を常務会で一元化することにより、効率性、統合性を確保する。例えば、広報の一元化により、効率的に広報宣伝活動に取り組みます。

また、総務担当を明確化することにより、事業の実効性を高めます。

②知財総合支援窓口の円滑化

特許庁、INPITが主催する知財総合支援窓口事業に関して必要な対応を行います。

(5) プロジェクトチームによる事業活動の充実化

①対外的な事業の充実化

対外的な事業と関連してプロジェクトチームを設置し、本センターの外部の附属機関・委員会等と連携を図り、様々な対外的活動を行って参ります。

本年度は、以下のプロジェクトチームを設置し、対外的活動を行っております（本稿の執筆時点）。

- ・スタートアップ支援セミナー実行プロジェクトチーム
- ・デザインブランド戦略実行プロジェクトチーム
- ・JPAA知財塾実施プロジェクトチーム
- ・コンテンツ東京2022出展対応プロジェクトチーム
- ・バイオジャパン2022出展対応プロジェクトチーム
- ・アグリビジネス創出フェア出展対応プロジェクトチーム
- ・TOKYO PACK 2022出展対応プロジェクトチーム

②事業活動に資する研究の活性化

本センターの事業活動と関連してプロジェクトチームを設置し、本センターの事業活動に資する研究の活性化を図ります。常務会で事業活動に資する研究テーマを選定し、その研究結果を、本センターの事業部にフィードバックします。

ご挨拶

本年度は、以下のプロジェクトチームを設置し、本センターの事業活動に資する研究活動を行っております（本稿の執筆時点）。

- ・ 特許マップの弁理士業務標準化プロジェクトチーム
- ・ 事業承継知財価値評価研究プロジェクトチーム
- ・ スタートアップ知財価値評価標準プロジェクトチーム

以上



国際活動センターの活動報告

国際活動センター センター長 小西 恵

1. はじめに

今年度より国際活動センターのセンター長を拝命し、予定任期2年のため大過なければ次年度までセンター長を務めさせていただきます小西恵です。稲門弁理士クラブに所属しております。日本弁理士クラブの諸先生方には日頃より国際活動センターの運営に様々な局面でご支援ご協力をいただいております。誠にありがとうございます。

国際活動センターは、日本弁理士会の国際活動を継続的かつ統一的に行うことを目的とする附属機関であり、センター長以下、約100名のメンバーにより構成される大所帯の組織です。予算規模も、コロナ禍前は約1億円弱、今年度であっても約7千万円余と大きく、その分、日本弁理士会の国際的プレゼンスの向上と会員への還元により成果が求められます。年度途中ですが、国際活動センターの今年度の活動を、コロナ禍の影響を含めて以下、ご報告させていただきます。

2. 国際活動センターの組織

今年度事業計画に基づく国際活動センターの運営および活動を統括する企画政策会議の元に、外国情報部、日本情報発信部、および国際政策研究部の3つの常設部会を設置しています。常設部会の他、各種海外知的財産関係団体等との交流やセミナー等の事業、役員会からの委嘱等に対応して都度設置するプロジェクトグループ、WIPOの国際会議への対応を継続的に行う継続プロジェクトグループを設置しています。

企画政策会議は、センター長、7名の副センター長、各部の部長、およびプロジェクトグループの

PG長により構成される、国際活動センターの意思決定機関です。今年度は、日本弁理士クラブからの副センター長として、出野知先生（春秋）、前田大輔先生（PA）、木下智文先生（南甲）、筒井章子先生（無名）、飯塚健先生（稲門）にご活躍いただいております。7名の副センター長はいずれ劣らずそれぞれの実績と経験値の高い先生方ですので、それらの知見を運営に活かすべく、各副センター長と各部会および各プロジェクトグループとの結び付きをより高める取り組みを進めております。

常設部会のうち、外国情報部は、さらに、アジア・オセアニア部、欧州・アフリカ部、および米州部、の3つの地域別部会に分かれており、それぞれ所掌する地域の知財に関する研究および情報収集を行い、実務セミナーなどの研修実施や会員向けメール周知等によって、会員への情報発信に努めています。また、所掌する地域の知財庁（USPTO、EPO、EUIPO、KIPO、CNIPA等）への提言やパブリックコメントの提出等を行っています。

日本情報発信部は、日本の知財情報を海外に発信していくための部会であり、具体的には、日本弁理士会の英文ウェブサイトへの日本の知財情報の掲載および更新を行い、また、各種SNSでのタイムリーな情報発信を積極的に行っています。その他、海外から日本への知財ビジネス拡大を目指すインバウンド知財増進事業として、海外の地域知財団体を対象にして日本の知財制度や海外出願人にとっての利点を紹介するセミナーの企画および実施をしています。年度当初はオンラインでのウェビナー形式でしたが、近いうちに現地に出向いてのセミナー実施を実現するよう段階的に準備を進めています。

国際政策研究部は、国際会議対応継続プロジェクトグループと協働し、WIPO、WCO等の知財関連国際機関で行われる国際会議の議題について、関連する実務系委員会（特許委員会、商標委員会、意匠委員会、バイオ委員会、農水知財委員会等）とも連携して詳細な検討を行い、意見の集約と提言を行っています。コロナ禍以降、海外渡航の制限を受け、国際会議には専らオンラインで参加していましたが、11月にWCO（ベルギーブリュッセル）で行われる模倣品対策のCAP会合には、個人輸入に関する商標法改正後の日本税関との現地での連携の必要性に鑑みて、継続プロジェクトグループPG3から2名の会員を海外派遣できることとなりました。

3. 今年度の活動

海外に多数のカウンターパートを持つ国際活動センターの事業は多数に亘り、全てに触れることは紙数の関係で叶いませんが、今年度事業計画はリアルを前提にしていた事業を、コロナ禍の制約が続いた今年度前半はオンラインに変更した上で、時差の存在に悩まされながらも粛々と執行しております。

米国知財弁護士協会（AIPLA）とは、AIPPI日本部会との共催でウェビナーおよび交流会を行った他、ウェビナー形式による会員向けオープンセミナーも実施し、NFTと意匠保護など最新のトピックスで好評を得ました。また、欧州では、英国弁理士会（CIPA）フランス弁理士会（CNCPI）、欧州特許庁等と積極的に情報交換して、ウェビナー等を企画運営しています。

秋口からは、事業計画上のいくつかの事業につき、リアルでの海外派遣を再開しつつあります。とはいえ、コロナ禍が終息したわけでないため、全面的に再開とはいかず、個別の事業につき、リアル海外派遣の必要性を役員会に要望して都度承認をいただく形式で進めております。

具体的には、まず、9月米国サンフランシスコで開催した各国の国内弁理士会で組織するGlobal Network of National IP Practitioner Association (GNIPA)の年次サミットミーティングを主催するため、対応プロ

ジェクトグループメンバーおよび弁理士会事務局の海外派遣を行いました。日本弁理士会は昨年末からGNIPAの主幹弁理士会となり、私が会長を務めております。同サミットミーティングは、WIPO、欧州特許庁、日本特許庁、米国特許商標庁、中国知財庁等、多数の官庁からスピーカを招聘し、終了後にレセプションも行う倣いであるため、現地派遣は不可欠でした。同時期には、米国知的財産権者協会（IPO）の年次大会にも、米国に渡航中の会員を現地派遣して日本の現況に関するプレゼンテーションを実施しました。また、11月にWCO（世界税関機構）のCAP会合への会員海外派遣を行うことは上記のとおりです。11月末には、韓国弁理士会（KPAA）も訪日されて来会予定です。

さらに、来年2023年2月末にタイのバンコクで予定しているアジアセミナーは、バンコクJETROの協力も仰ぎつつ、現地開催を決定しました。このアジアセミナーは、アジア諸国の実務者からの参加を広く募って、隔年で、約140名規模で日本の特許および商標実務をワークショップ形式で実践的に学んでもらうという形式であり、やはり現地でのリアル開催を行うことに大きな意義があります。

4. これからの海外派遣

これからの海外派遣の在り方について、国際活動センター内でも個別の事業執行に当たり、議論を重ねていますので、一部私見に亘りますがご紹介しておきたいと思います。

オンライン会議ツールを活用したオンラインミーティングやウェビナーの発展と浸透は、コロナ禍のもたらした副次的効果であり、コストもほぼゼロであり、コストに由来する参加人数の制限もないので、コロナ終息後となっても、リアル海外派遣とオンラインとは適切に併用していくべきものと考えております。

両者の棲み分けとしては、一方的な情報収集や情報提供に留まるものであれば、基本的にオンラインで足り、且つコストの制約がないため、回数を増やすこともでき、より多くの会員に直接参加してもら

うことができます。

他方、一昨年来の海外派遣ができない状況下でオンラインでの交流等を実施してきた国際活動センター内での経験と、リアル開催に回帰している各種国際会議の状況に鑑みると、より深い意見交換や共通認識の醸成、ネットワーキングの深化などについては、オンラインはリアルには及ばないようです。

こうした特性を踏まえて、今年度の残された事業の執行形態を柔軟に決定していきたいと考えております。

また、これはコロナ禍前からの取り組みになりますが、平成2年度に国際活動センターの担当副会長であった折に審議委嘱して、海外派遣者を決定するプロセスと選定基準を明確化したルールを国際活動センターで策定していただき、昨年度以降、海外派遣者の決定に同ルールを適用しています。会員の海外派遣は多額の予算執行を伴うものであるため、そのプロセスをより透明化する必要があり、かつ若い会員にも海外派遣の門戸がより開かれるようにと配慮したものです。会員の海外派遣に対する他会員の納得感の向上にも役立つのではないかと考えております。

まだ今年度も途半ばですが、与えられた責務を全うすべく力を尽くしますので、日本弁理士クラブの諸先生方には、より一層のご指導ご鞭撻をお願いいたします。

広報センターについて

副センター長 丸山 陽

1. はじめに

広報センターは、平成22年（2010年）4月1日に日本弁理士会（以下「弁理士会」）の附属機関として設立されました。広報センターは、知的財産の保護及び弁理士業務に関して弁理士会の広報活動を継続的かつ統一的に行うこと等を基本方針として、広報戦略に基づいて弁理士の認知度の向上や知財普及活動を行っています。

2. 組織の概要

広報センターは、その活動目的、活動内容に応じて、企画総務部・第1事業部・第2事業部・第3事業部および会誌編集部との5つの事業部を有しています。また、これらの5つの事業部の情報共有を図るための広報企画会議が存在します。

3. 各事業部等の概要

3.1 広報企画会議

広報企画会議は、センター長、副センター長と各事業部の部長の他、弁理士会の担当副会長・担当執行理事および会長室長で構成され、各事業部間の情報共有を図り、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェックならびに意思決定を行っています。なお、令和2年度からは、コロナ禍のため弁理士会館の会議室に集合して開催することはなく、原則オンラインによるウェブ会議と電子メールによって活動しています（これは各事業部にも共通です）。

3.2 企画総務部

企画総務部は、運営員の手引きの作成や新広報企画の調査・研究・実行等、広報センターの運営及び活動に関する企画・立案や、全体の事務的な管理を

行っています。令和3年度には弁理士会の外部向け紹介・説明「ボイラープレート」を作成し、本年度は「ボイラープレート」を一般会員に周知し、これを参考にして個々の会員事務所等におけるPRや広報活動に役立てて頂く活動を行っています。

ボイラープレート（ショートバージョン）

日本弁理士会（JPAA）は、知的財産の専門家である弁理士（約12,000名）全員の加入が義務付けられた弁理士法に基づく特別民間法人です。弁理士制度は120年を経ています。会員弁理士の品位保持、会員の登録、連絡及び監督を行うとともに、研修を通じた会員の能力研鑽と向上、知的財産権制度の研究と普及を行っており、知的財産を取得したい方やご興味のある方のために知的財産に関する情報の提供や無料相談を常時行っています。
<https://www.jpaa.or.jp/>

3.3 第1事業部

第1事業部は、主に、イベントを活用した広報を行っています。具体的には、弁理士会のマスコットキャラクター「ぱっぴょん」の着ぐるみ製作・貸出、ノベルティグッズの作成、ポスターなどイベント等の展示媒体やぱっぴょんカレンダーの作成を行っています。さらに、令和元年度から朝日新聞社が刊行する小中学生向けキャリア読本「おしごと年鑑」に掲載する弁理士紹介記事の作成を行っています。本年度は、ウェブ版の「おしごととはくぶつかん」のコンテンツとして、クイズの作成を行っています。



「おしごととはくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)

3.4 第2事業部

第2事業部は、記者説明会や記者勉強会の企画及び実施、取材の立会いなどマスコミ対応を行っています。また、マスコミ向けメールマガジンの発信、Facebook等のSNSによる発信などマスメディアを活用した広報を行っています。本年度は、4月に『知的財産が支える社会をデザインする！』（令和4年度事業計画）スタートアップ等の支援強化、弁理士紹介制度、大学附属病院との協定』をテーマとして、7月に『小説「特許破りの女王 弁理士・大鳳未来」にみる近代テクノロジー、特許権侵害、未来の知的財産』をテーマとして、記者説明会を実施していません（令和4年10月現在）。

3.5 第3事業部

第3事業部は、広報誌「パテント・アトニー」の発行（季刊）、小学校・中学校および高等学校向けの弁理士紹介ポスター「はっぴょん通信」の発行（日本教育新聞に掲載）、弁理士会のホームページを活用した広報活動などを行っています。本年度は、役員会直属で設置された「ホームページリニューアル検討タスクフォース（TF）」との合同打ち合わせ等を行い、弁理士会ホームページのリニューアルを進めています。

3.6 会誌編集部

会誌編集部は、弁理士会の会誌である月刊誌「パテント」の編集・発行を行っています。具体的には、各号の特集の企画、特集論文の執筆予定者の選定と執筆依頼、特集論文・一般投稿論文およびコラム記事などの査読、パテント掲載広告の審査などを行っています。本年度は、令和3年度から会員へのパテント提供が電子化されたことに伴って発生した課題への対応検討などを行っています。

4. おわりに

広報センターは、このように、弁理士制度や知的財産制度の啓発・普及活動によって、弁理士の知名度向上、さらには知的財産制度の発展に寄与しています。

また、広報センターは弁理士会の全体を俯瞰することができる数少ない機関です。その活動内容は多岐に亘っており、会員の皆様の多種多様なバックグラウンドや知識を生かすことができます。広報センターの活動への皆様のご協力、ご参加をお待ちしております。

以上



「はっぴょん通信」(2021年11月8日刊)

総合企画委員会

副委員長 坂本智弘

総合企画委員会副委員長を務めております坂本智弘です。

令和4年度の総合企画委員会職務権限は下記の通りである。

- (1) 日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な計画の検討
- (2) 例規による委員会及び常議員会設置の委員会を除く日本弁理士会各委員会活動の総合調整に関する調査研究並びに審議立案
- (3) 他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案

本年度、当委員会ではこれまでに下記の諮問・審議委嘱事項について対応を行っている。

1. 諮問1「弁理士会のSDGs戦略に関する検討及び提言について」

2015年の国連サミットで「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)」が採択され、日本国内でも広くその取り組みが拡大している。

SDGsとは、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標である。

他士業においてもSDGsに関する取り組みがPRされている。日本弁理士会では、SDGsに関する取り組みを公式に発表していないが、現在の事業や会務活動にはSDGsに関連するものが多く含まれている。日本弁理士会の取り組みとして公表すべきである、という方向で現在、当委員会におい

て検討を行っている。

目標1～6：貧困や飢餓、水の衛生など。開発途上国の基礎的な目標が中心であると考えられる。

目標7～12：働きがい、経済成長、技術革新、クリーンエネルギーなどの言葉が並ぶ。先進国や企業にとっても取り組むべき課題が多くある。

目標13～17：気候変動、海洋資源、生物多様性などグローバルな課題である。

2. 諮問2「役員選挙の立候補の届出書について、電子メールを用いた提出方法に関する具体的施策の検討」

役員選挙の立候補の届出は、その撤回届も含めて日本弁理士会内の手続きとして極めて重要な手続きの一つである。役員選挙の立候補の届出手続きに関し、規則及び運用を変更する手続きを検討するに際しては、その手続きの重要性に鑑み、選挙管理委員会の職務権限を踏まえた上で、手続的瑕疵が生じない安全で安定した手続きとすることを前提とすべきであることから、その撤回届も含めて現行の規則に則った基本的な手続きをあえて変更すべき意義は小さい。

一方、近年、新型コロナウイルス感染症、大型台風、大規模地震等のような天災地変その他の非常の場合のように、当該手続きを行うのに極めて困難な理由が生じる可能性は否定できない。そのような理由が生じた場合には、現在実施している基本的な手続き（代理人手続きも含む。）に加え、会員の立候補の機会を損なわない運用措置で当面対処すべきであり、大規模な規則改正や運用変更を行う理由は見いだせない、と結論付けられた。

3. 審議委嘱事項1「会費の振込手数料について」

会費の収納方法の一つに、日本弁理士会が発行した振込依頼書を利用した銀行窓口での収納方法がある。これまでは振込依頼書での振込手数料は銀行が負担していたが、今般、三菱UFJ銀行から振込手数料を有料（負担しない）にする旨の連絡があり、今後、日本弁理士会としては、有料になった後の振込手数料は振込人負担として対処すべきである。なお、他の銀行で振込手数料が有料になった場合も同様とすべきである、と結論付けられた。

以上

ダイバーシティ推進委員会について

ダイバーシティ推進委員会 鈴木ひとみ

1. 本年度の委員会の構成

令和4年度のダイバーシティ推進委員会は、高山和也副会長・市川ルミ執行理事・20名の委員にて構成されています。本年度の日本弁理士会役員会の「事業計画」において掲げる具体的施策のひとつ「日本弁理士会として知的財産の面から社会的課題への積極的な取り組みの実行」の「意欲のある女性会員を含め様々な会員が能力を発揮し働ける社会の実現のために、ダイバーシティ推進の取り組みを進め、SDGsの考え方に沿った持続可能な社会の実現に取り組めます。」に基づき、本年度は「様々な会員が能力を発揮し働ける社会の実現」をテーマに掲げて、委員会活動を進めています。

2. 諮問・委嘱事項

本年度のダイバーシティ推進委員会の諮問・委嘱事項は以下の内容です。

(1) 諮問事項

1. 弁理士業界のダイバーシティ推進のための課題を抽出し、方策の検討及び提言

(2) 主な委嘱事項

1. 女性会員の活躍推進以外のダイバーシティ推進に関する情報収集
2. 昨年度実施した調査結果を踏まえた女性会員の活躍推進に関する更なる検討等
3. ダイバーシティ推進のための会員同士の相互交流
4. ダイバーシティに関連する諸団体との交流
5. 弁理士業界のダイバーシティ推進のための教育機関に対する交流
6. 知財業界のダイバーシティに関するセミナーの開催

3. 本年度の活動内容

以上の諮問事項等を前提として、本年度は、以下の3つのグループに分かれて活動を行っています。

(1) 情報収集・追加検討グループ：女性会員の活躍推進以外のダイバーシティ推進に関する情報収集、及び昨年度実施した調査結果を踏まえた女性会員の活躍推進に関する更なる検討等

昨年度は女性会員の活躍促進について調査・研究・検討を行いました。今年度は女性会員に限らず、様々な立場の会員（例えば、大学所属の会員等）の活躍促進についての情報収集に着手しております。また、昨年度実施した「会員のダイバーシティに関する現状についての調査（アンケート）」の自由記載欄に挙げられた施策提案について分析・検討を行う等、女性会員の活躍推進についても引き続き検討を行っています。

(2) 会員交流・セミナーグループ：日本弁理士会会員の相互交流・知財業界のダイバーシティに関するセミナーの施策・実行

会員同士の交流や親睦を通じて、会員の抱えるダイバーシティに関する問題や課題の相談窓口として、会員への情報発信・共有・交換するための策の検討・実行を担当しています。また、知財業界におけるダイバーシティに関するセミナーの企画・実行も担当しており、この10月には会員及び一般向けに「知財業界とダイバーシティ」をテーマとしたオンライン発表会を実施する予定です。

(3) 諸団体・教育機関交流グループ：日本弁理士会以外の様々な団体や組織、教育機関と交流し、ダイバーシティに関する情報共有・交換のための施策・実行

会外の各業種団体や組織等とのダイバーシティに関する情報や意見交換する機会をサポートする役割を務め、本年度は知財に関する他団体との交流会の開催を予定しています。また、学生に「弁理士」という仕事と生き方を紹介する活動の検討・実行も担当しており、大学・高校におけるセミナーの開催について検討しています。

4. 活動について

ダイバーシティ推進委員会は昨年度に新設された委員会であるところ、昨年度は女性会員からの応募しかありませんでした。しかしながら、本年度は委員として複数名の男性会員が活躍しており、本来の意味でのダイバーシティの推進について検討を重ねております。当委員会の活動が、全ての会員が能力を発揮し働ける社会の実現への一助となれば幸いです。



日本弁理士政治連盟 (弁政連) の活動 について

日本弁理士政治連盟筆頭副会長 福田伸一

1. はじめに

日本弁理士政治連盟筆頭副会長という立場上、会員の皆様の前でお話をする機会があります。

その冒頭、(異論はあるかもしれませんが) 私は次のように発言しています。

『この国は東京都千代田区にある2つの地番によって運営されている。

一方は数多の省庁が集結して行政をつかさどる「霞が関」、他方は国会議事堂の所在地であって日本国の方向性等を決する「永田町」、である。

日本弁理士政治連盟は「永田町」の住人に対して必要な活動を行い、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする関係機関である。』

2. 弁理士政治連盟の存在意義

日本弁理士会は経済産業省(特許庁)の監督下にある公益特別法人であり、「霞が関」の住人として位置づけられます。そして、日本弁理士会は弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的としています(弁理士法第56条)。すなわち、日本弁理士会の活動は上記規定に定められは範囲内でなければなりませんので、自由に「永田町」で政治的活動することは慎まなければならないとされています。

上記事情により、昭和49年、弁理士会の斡旋決議により「永田町」で活動する組織として日本弁理士政治連盟が設立されました。

日本弁理士政治連盟は、「永田町」=「政治」というフィールドで活動することにより、「霞が関」で活動する日本弁理士会をサポートする役割を担っているのです。

3. 弁理士政治連盟の主な活動

弁理士政治連盟の主な活動として、弁理士/知的財産制度に理解を示す国会議員の政治資金パーティー(勉強会、国政報告会等)への参加をあげることができます。現在はコロナ禍ということで回数は減少しましたが、それでも年間数百回のパーティーに出席しています。ここで、パーティーというと華やかなイメージがありますが、現実には殆ど飲食せず、国会議員に顔と名前を覚えてもらう場になっています。

顔と名前を覚えてもらうことにより、例えば国会内委員会/政党で審議されている知的財産に関する各種情報をいち早く入手し、また、議員会館に向いて政策要望をすることが可能になります。

例えば、弁理士法改正は国会議員の力を得なければ成し遂げることができません。そのような場合、一人でも多くの味方(国会議員)を得ることは極めて重要であるということができます。

4. 議員連盟

現在、弁理士/知的財産については、名称は少々異なりますが、殆どの政党に議員連盟が存在します。

- ① 自由民主党(弁理士制度推進議員連盟、会長：二階俊博衆議院議員)
- ② 公明党(知的財産制度に関する議員懇話会、会長：赤羽一嘉衆議院議員)
- ③ 立憲民主党(弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：大申博志衆議院議員)
- ④ 日本維新の会(弁理士制度・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：浅田均参議院議員)
- ⑤ 国民民主党(国民民主党と無所属議員による弁理士制度改革・知的財産制度改革推進議員連盟、会長：古川元久衆議院議員)

この議員連盟は、弁理士及び知的財産制度に理解を示す国会議員のまとまった声として、私たちの政策要望（特に弁理士法改正要望）を後押しする貴重な存在です。

5. 地域活動

弁理士は、弁護士、税理士、行政書士と比較して大都市に偏在しているという特徴があります。そのため、選挙区選出の国会議員との関係を深めることは容易ではありません。

しかしながら、最近では弁理士政治連盟の副会長／理事に東京、大阪、名古屋、福岡以外の会員にも就任していただき、地域選出の国会議員との関係を深めています。例えば、今年の参議院選挙においては、香川県で立候補した現役弁理士の支援をご当地の副会長が行いました。それ以外にも、岡山、広島、兵庫においても国会議員と親睦を深める等、ご当地の会員に様々なご協力をいただいています。東京都においては、小池知事の支持母体である都民ファーストの会との関係を深めることで、東京都の知財関連予算要望を行っています。

この地域活動は、今後も拡大していく必要があると考えています。

6. 令和4年度の主な活動（及び喫緊の課題）

ご案内のように、本年5月に所謂経済安全保障推進法が成立しました。この法律の大きな柱の一つが「非公開特許制度」です。成立に至る国会（衆議院／参議院内閣委員会）の議論において、多くの議員に上記制度中の保全審査手続への弁理士の関わりを強くすることを要望し、そのように発言等していただきましたが、力及ばず相談業務可能との答弁を引き出すにとどまりました。とはいえ、これで諦めるわけにはまいりません。引き続き、国会議員に根気よく働きかけていく所存です。

7. おわりに

弁理士政治連盟は、日本弁理士会（本会）の方針に沿って、本会の事業を達成するために必要な政治活動をおこない、弁理士制度および知的財産制度の発展に寄与するべく今後も活動してまいります。

とはいえ、その活動に際しては様々な費用が発生します。弁理士政治連盟は日本弁理士会とは別組織であって、会員の皆様からの会費によって運営されています。

是非とも、弁理士政治連盟の存在意義をご理解いただき、物心両面からのご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

